

県有施設における吹付けアスベストに係る処理状況について

平成22年 7月23日

千葉県アスベスト問題対策会議

県有施設における吹付けアスベストについては、平成17年度の調査及び平成20年度の再調査に基づき、順次、除去等の対策を進めてきました。

しかしながら、アスベストの含有なしとした施設から、昨年度、基準値を超えるアスベストの1種であるクリソタイル（含有率：0.1%超）が検出されました。

そこで、本年4月以降、平成20年度の再調査の対象施設すべてについて改めて再確認を行ったところ、12施設から同物質が検出されました。

これらの施設については、濃度測定を行った結果、管理状態が良好であったことから空気中への飛散は確認されませんでした。今後、損傷等が生じた場合に備え、飛散防止シートの設置や立入禁止等の措置を講じてまいります。

この結果、現時点で、除去等の処理を要する施設数は、合わせて21施設となり、今後、アスベストの処理を計画的に進めてまいります。

1 再確認の概要

(1) 新たなアスベスト含有施設の判明

平成20年度に行った再調査でアスベストの含有なしとした水道局成田給水場管理室から、平成21年6月に、石綿障害予防規則（厚生労働省令）で定める基準値を超えるクリソタイル（含有率：0.1%超）が検出された。

※ 設備改修工事实施に伴う事前調査の中で判明

(2) 平成20年度の再調査で判明できなかった原因

平成20年度当時、調査対象アスベストの追加や調査分析方法の改訂が行われる中で、分析調査依頼側（県）のアスベスト調査分析方法に関する知識や分析調査機関側との意思疎通が十分ではなかったことなどが原因と考えられる。

(3) 再確認の実施

このため、県では本年4月から5月にかけて、当時の調査結果報告書の内容とその扱い方を検証する方法により、平成20年度の再調査で含有なしとした152施設のすべてについて、再確認のための調査を実施したところ、12施設から基準値を超えるクリソタイルが検出された。

2 平成22年6月末現在における未処理施設数

県有 施設数	20年度 再調査 対象 施設数	22年度 再確認 対象 施設数	アスベスト未処理施設数（平成22年6月末現在）				
			平成20年度 再調査分(A)	平成22年度 再確認分(B)	小計 A+B	平成17年度 調査分(C)	合計 A+B+C
1,775	180	152※	6	12	18	3	21

※ 180施設 - 3施設（売却） - 25施設（アスベスト使用確認施設） = 152施設

3 未処理 21 施設の状況

(1) 平成 22 年度再確認分 (12 施設)

番号	施設名称(担当課)	箇所名	種類	対応方法
1	生実学校 倉庫 (旧職員寮台所) (児童家庭課)	天井	クリソタイル	別棟未使用施設、立入禁止
2	成田給水場 管理室 階段室 (水道局管理部財務課)	壁 天井	クリソタイル	ビニールシートで被覆済 注意喚起表示済
3	北総浄水場 中央管理本館 食堂 (水道局管理部財務課)	天井	クリソタイル	立入禁止
4	芝山第 2 工業団地給水施設 発電機室 (企業庁地域整備部建設課)	壁・天井	クリソタイル	通常は施錠・入室禁止 入室時防塵マスク着用
5	いすみ警察署 階段室 (県警会計課)	天井	クリソタイル	注意喚起表示済、ビニールシートで 8 月末までに被覆予定
6	旭警察署 機械室・階段室 (県警会計課)	天井	クリソタイル	注意喚起表示済、ビニールシートで 8 月末までに被覆予定
7	銚子警察署 階段室 (県警会計課)	天井	クリソタイル	注意喚起表示済、ビニールシートで 8 月末までに被覆予定
8	香取警察署 階段室 (県警会計課)	天井	クリソタイル	注意喚起表示済、ビニールシートで 8 月末までに被覆予定
9	船橋警察署 受水槽機械室 空調機械室・階段室・ 道場・各階ホール (県警会計課)	壁・天井 天井	クリソタイル	注意喚起表示済、ビニールシートで 8 月末までに被覆予定
10	千葉第十一宿舎 居室 (県警会計課)	天井	クリソタイル	注意喚起表示済、ビニールシートで 8 月末までに被覆予定
11	都町庁舎 階段室 (県警会計課)	天井	クリソタイル	注意喚起表示済、ビニールシートで 8 月末までに被覆予定
12	分庁舎 階段室 (県警会計課)	天井	クリソタイル	注意喚起表示済、ビニールシートで 8 月末までに被覆予定

(2) 平成 20 年度再調査分 (6 施設)

番号	施設名称 (担当課)	箇所名	種類	対応方法
1	屋敷教職員住宅 (教育庁福利課)	天井	クリンタイル	H22 年 9 月末用途廃止予定 (現在、天井面ビニールシートにて 被覆工事済)
2	八千代教職員住宅 2 号棟 (教育庁福利課)	天井	クリンタイル	用途廃止・立入禁止 売却予定
3	木下教職員住宅 2 号棟 (教育庁福利課)	天井	クリンタイル	用途廃止・立入禁止
4	戸張教職員住宅 (教育庁福利課)	天井	クリンタイル	用途廃止・立入禁止 売却予定
5	市川教職員住宅 (教育庁福利課)	天井	クリンタイル	用途廃止・立入禁止 売却予定
6	八日市場教職員住宅 (教育庁福利課)	天井	クリンタイル	H22 年 9 月末用途廃止予定 (現在、天井面ビニールシートにて 被覆工事済)

(3) 平成 17 年度調査分 (3 施設)

番号	施設名称 (担当課)	箇所名	種類	対応方法
1	産業支援技術研究所 (産業振興課)	工芸研究棟 成形室	クリンタイル	立入禁止 H22 年度除去予定
2	成田教職員住宅 A 棟 (教育庁福利課)	天井	クリンタイル	用途廃止 立入禁止 売却予定
3	幕張職員寮 (企業庁企業総務課)	階段室	クリンタイル	用途廃止 立入禁止 売却予定

(参考) 平成 21 年度に処理を行った 5 施設 (平成 22 年 3 月末現在)

1 平成 17 年度調査分 (1 施設)

番号	施設名称 (担当課)	箇所名	種類	処置方法
1	内水面水産研究所 (漁業資源課)	ブローア室	クリソタイル	除去

2 平成 20 年度再調査分 (4 施設)

番号	施設名称 (担当課)	箇所名	種類	処理方法
1.	保健医療大学 教育棟 A, B (医療整備課)	階段天井	クリソタイル	除去
2	農業大 学生ホール・玄関・ 階段裏ほか (担い手支援課)	天井	クリソタイル	除去
3	千葉地域整備センター 千葉港湾事務所 寒川排水機場 (港湾課)	エンジン室 天井・壁	クリソタイル	除去
4	北総浄水場 沈でん地、ろ過池 (水道局管理部財務課)	ポンプ・タンク 室天井	クリソタイル トレモライト	除去

問い合わせ先

総務部管財課

電話：043-223-2088

アスベスト対策全般に関する問い合わせ先

千葉県アスベスト問題対策会議事務局

(環境生活部大気保全課)

電話：043-223-3805

個別施設に関する問い合わせ先

健康福祉部児童家庭課

電話：043-223-2325

水道局管理部財務課

電話：043-211-8547

企業庁地域整備部建設課

電話：043-296-8779

千葉県警察本部会計課

電話：043-201-0110 (内線 2281)

商工労働部産業振興課

電話：043-223-2718

企業庁管理部企業総務課

電話：043-296-8446

教育庁企画管理部福利課

電話：043-223-4123

再確認について

1 経緯

平成20年度の再調査は、追加アスベスト新3種（トレモライト・アクチノライト・アンソフィライト）の含有調査であった。

平成20年7月17日付けの厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から都道府県労働局労働基準部長宛通知他で、過去に行った分析調査において、クリソタイル・アモサイト・クロシドライト（旧3種）が重量比0.1%を超えて含有しないと判断されたものについて、JIS法による分析調査を行った際に、定性分析を行う過程において、クリソタイル等の含有の可能性があるかと判断されるときは、分析機関はその旨を分析依頼者に報告し、適切に対処することとされた。

しかしながら、分析依頼者に対する報告の具体的な明示方法については国からの指導がなかったことから、分析機関によって扱い方（FAX、口頭等）はまちまちであったのが実情であった。

2 平成20年度の再調査で判明できなかった原因

平成20年度当時、調査対象アスベストの追加や調査分析方法の改訂が行われる中で、分析調査依頼側（県）のアスベスト調査分析方法に関する知識や分析調査機関側との意思疎通が十分ではなかったことなどが原因と考えられる。

分析機関から分析依頼者へクリソタイル（旧3種アスベストの一種）の含有の可能性がある旨の情報提供（FAX）が事前になされたケースにおいては、その後提出された調査結果報告書に含有していると明記がなかったため、分析機関に再度確認を行ったが、分析調査依頼側（県）のアスベスト調査分析方法に関する知識や分析調査機関側との意思疎通が十分ではなかったことなどから、「アスベストの含有の可能性」は無いものと誤認し、追加的な確認調査を行っていなかったものである。

3 再確認方法

これを受けて、アスベストに関して専門知識を有する大気保全課、県有施設のアスベスト処理の経緯を把握している管財課及び各部局アスベスト担当課（主管課）の専門知識を有する3者が、当時の調査結果報告書等の資料を一枚一枚再検証し、全ての対象施設（152施設）について再確認を行った。

なお、再確認方法については厚生労働省に確認をしたうえで、再確認作業フロー（別図）を作成し、分析調査方法・手順に誤りのないことを確認しながら実施した。

(1) 第1段階

新3種及び旧3種の6種類すべてのアスベストの分析調査がJIS法により行われており、調査結果報告書に含有無しと記載されているものの確認をした。

（別図フロー判断A）

《結果》○アスベスト含有「無し」 56
△含有の可能性が「否定できない」 96

(2) 第2段階

平成20年度の再調査時に新3種の分析の際に、旧3種の含有の可能性が分析機関では把握可能であるため、第1段階において含有の可能性が「否定できない」96施設について、当時の分析機関に照会し、その結果を文書にて回答を求めた。

（別図フロー判断B）

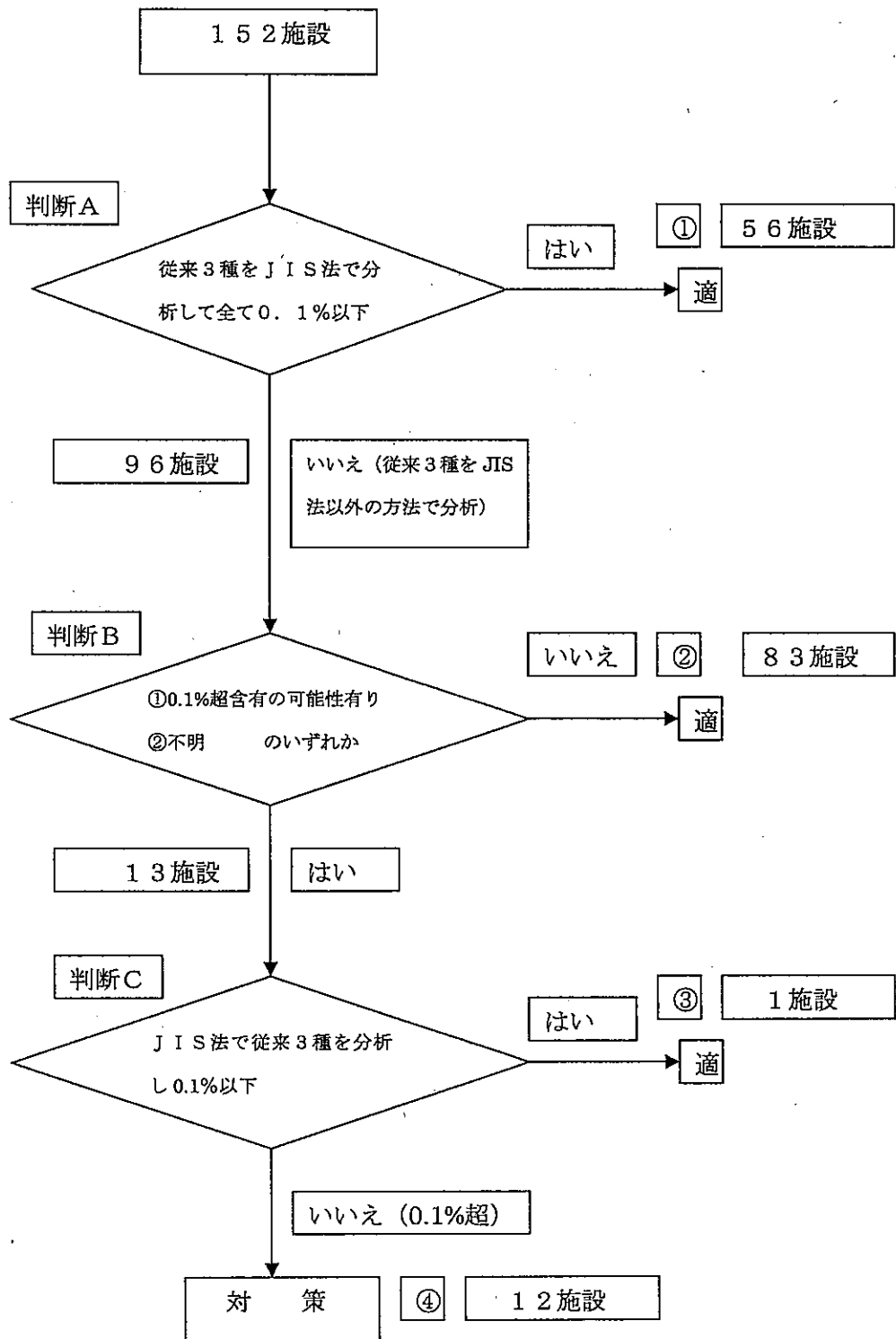
《結果》○アスベスト含有「無し」 83
△含有の可能性が「否定できない」 13

(3) 第3段階

第2段階の結果、含有の可能性を「否定できない」施設については、万全を期すため、再度、分析機関で分析調査し、含有の有無を判断した。（別図フロー判断C）

《結果》○アスベスト含有「無し」 1
●アスベスト物質の含有「有り」 12

再確認作業フロー



参 考

1 アスベスト（石綿）とは

(1) 特徴

アスベスト（石綿）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、白石綿（クリソタイル）、茶石綿（アモサイト）、青石綿（クロシドライト）、アンソフイライト、トレモライト、アクチノライトの6種類があります。

（下線部は、新3種と呼ばれるアスベスト）

石綿は、その繊維が極めて細く、容易に空中に浮遊します。このため、人の呼吸器から吸入しやすいという特質を持っています。

(2) 基準等の変遷

平成18年8月に労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則の一部が改正され、規制される石綿含有量の定義が「石綿若しくは石綿をその重量の1%を超えて含有するもの」から「0.1%を超えて含有するもの」に変更されました。

また、平成20年2月厚生労働省から、石綿の6種類すべてについて、分析調査の徹底を求める文書が出されています。

(3) 措置方法

建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿が損傷、劣化などによって粉塵が飛散するなどのおそれがある場合には、除去、封じ込め、囲い込みなどの措置を講じることが義務づけられています。

2 千葉県での取り組み

県では、アスベスト問題に対し、総合的な対策を推進するため、平成17年9月、「千葉県アスベスト問題対策会議」を設置し、取り組みを進めています。

アスベスト問題対策会議

[アスベスト問題に係る施策・方針の決定]

会 長：環境生活部長（事務局：環境生活部大気保全課）

構成員：知事部局の各部長、国体・全国障害者スポーツ大会局長

水道局長、企業庁長、病院局長、教育長、警察本部総務部長

各部会長もアスベスト問題対策会議に出席

部 会

[専門的・横断的な施策・方針の協議・立案、施策等の実施]

健康対策部会 … 県民等の健康不安への対応

事業者指導部会 … 製造事業所・解体事業者への横断的指導

県有施設部会 … 県有施設のアスベスト対策

広報・調整部会 … 総合的な広報、市町村との連携・調整、民間施設への対応

部会員：関係課の課長（計35課）

3 千葉県アスベスト問題対策会議の主な取組み（対策会議設置以前の取組みも含む）

- H17. 7. 7 ・相談窓口を各県民センター・大気保全課・産業廃棄物課に設置
- H17. 7. 8 ・健康相談窓口を各健康福祉センター等に設置
 - ・庁内関係課会議を開催
- H17. 7 ~8 ・県内施設のアスベスト使用実態調査を開始
- H17. 9. 22 ・千葉県アスベスト問題対策会議設置
- H17. 11. 20 ・県がんセンターに「アスベスト専用外来」を開設
- H17. 11. 29 ・県内施設のアスベスト使用実態調査の中間結果を公表
- H18. 4. 1 ・石綿健康被害救済制度に関する受付窓口を各健康福祉センターに設置
- H18. 8 ~9 ・廃棄物処理法等の一部改正の文書通知・講習会による周知指導
 - ・講習会の開催 ーアスベスト問題の現状と法整備の動向についてー
- H18. 12. 22 ・講習会の開催 ーアスベスト問題の現状と法整備の動向についてー
- H19. 6. 18 ・県有施設における吹付けアスベスト等使用実態調査結果等公表
(H18年度の対応状況)
- H19. 12. 25 ・県・市町村合同研修会開催 ー災害時における石綿飛散防止等に係る取扱いマニュアル等についてー
- H20. 7. 25 ・県有施設における吹付けアスベスト等使用実態調査結果等公表
 - ・県有施設の再調査実施中公表
 - ・高浜第一県営住宅、南房総県民センター安房事務所に係るアスベスト使用について公表
- H20. 10. 22 ・県立学校施設等における吹付けアスベスト等の分析再調査結果（中間報告）公表
- H20. 11. 28 ・県立学校施設等における吹付けアスベスト等の分析再調査結果を公表
- H21. 1. 9 ・県立衛生短大における吹付けアスベストの使用について公表
- H21. 3. 13 ・アスベスト問題対策研修会 ーアスベスト問題の現状と対策、石綿障害予防規則の改正についてー
- H21. 5. 15 ・千葉県農業大学校におけるアスベストの使用について公表
- H21. 7. 31 ・県有施設における吹付けアスベストに係わる再調査結果及び処理状況について公表
- H22. 3. 26 ・アスベスト問題対策研修会 ー石綿飛散が想定される作業現場におけるマスクの正しい選択と使用方法、石綿障害予防規則の改正等についてー